

全教共済 火災・自然災害共済にご加入のみなさま

日頃より、全教共済をご利用いただきありがとうございます。この度の福島県沖地震で被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

ご加入いただいている建物や家財の被害はなかったでしょうか。以下、火災・自然災害共済の給付に関わるご案内をいたしますので、被害があった方は各共済会にご相談ください。

火災・自然災害共済の地震被害に対する共済金は、全壊・大規模半壊・半壊・部分壊などの被害の程度と損害額によって変わりますが、最もご申請が多い「部分壊」の申請についてご説明します。

○地震特約を付帯されている方

(1) 地震特約の「地震災害共済金」として、損害額が 50 万円以上の部分壊の場合は、1 口当たり 7000 円×加入口数、または損害額の 60%のいずれか少ない額（限度額 400 万円）、損害額が 50 万円未満の部分壊の場合は、1 口当たり 1500 円×加入口数、または損害額の 60%のいずれか少ない額（限度額 30 万円）をお支払いします。

※家財契約をされている方は、家財の損害も対象になります。

(2) 基本契約の「地震災害見舞金」として、損害額が 50 万円以上の部分壊の場合に、1 口当たり 500 円×建物加入口数（限度額 10 万円）をお支払いします。

○基本契約のみの方

(1) 基本契約の「地震災害見舞金」として、損害額が 50 万円以上の部分壊の場合に、1 口当たり 500 円×建物加入口数（限度額 10 万円）をお支払いします。

空家・貸家を除く建物のみが対象です。

※上記の「損害額」とは被災により損害を被った箇所（家財を含む）の原状復帰に要する費用とし、全教共済が査定し認定した額とします。なお、改修時に追加して行った工事等の費用は含みません。

○差し当たりお願いしたいこと

- (1) 被災の状況をできるだけたくさん写真に撮っておいてください。（壊れた家財なども）
- (2) 修理見積をとってください。
- (3) 家財で壊れたものをメモしておいてください。
- (4) ご連絡いただければ、別途給付申請のご案内をいたします。

★ご注意ください！

地震や自然災害による住宅の損害については、補償の対象になりますが、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさびなどによって生じた損害はお支払いの対象とはなりません。

しかしながら、共済会や全教共済へ連絡する前に、問題のある住宅修理業者や保険金請求代行業者（報酬金は支払われた保険金で対応できるという勧誘をしてくる業者）と契約してしまうと、高額な解約手数料を要求されるなどのトラブルに巻き込まれてしまうことがあり、消費者庁も悪質商法への注意喚起をしています。

[災害に便乗した悪質商法に注意! \[PDF:374KB\]](#)